

独立行政法人国立美術館における館長の就業に関する規則

平成18年 6月29日

国立美術館規則第50号

[一部改正：令和8年1月23日 国立美術館規則第4号]

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立美術館における館長（役員である館長を除く。以下同じ。）の採用、給与その他就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(就業規則の適用)

第2条 館長の就業に関する事項は、次条以下に定めるところによるほかは、独立行政法人国立美術館職員就業規則（平成18年国立美術館規則第16号。以下「就業規則」という。）その他関係規則の規定を適用する。

(採用)

第3条 館長は、任期を定めて採用するものとする。

(任期)

第4条 前条に規定する任期は4年とし、再任の任期は2年とする。ただし、引き続き8年を超えて在任することはできない。

2 理事長が特に必要と認める場合は、前項に4年とあるところを2年とすることができる。

(給与)

第5条 館長に支給する給与の種類は、次のとおりとし、この規則で定めるものを除き、給与の計算期間、支給日その他支給に関し必要な事項は、独立行政法人国立美術館職員給与規則（平成18年国立美術館規則第17号。以下「給与規則」という。）による。

- (1) 俸給月額
- (2) 地域手当
- (3) 通勤手当
- (4) 単身赴任手当
- (5) 期末特別手当

(俸給)

第6条 前条第1号の俸給月額は、736,000円から933,000円までの範囲内で理事長が決定する額とする。ただし、当該額には給与規則に規定する管理職手当を含むものとする。

(期末特別手当)

第7条 館長には、次に定めるところにより期末特別手当を支給する。

2 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する場合に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合についても、同様とする。

3 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した場合にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において館長が受けるべき俸給月額及び地域手当の月額並びに俸給月額及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、100

分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

4 前項の規定による期末特別手当の額は、理事長が館長としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、前項の規定による期末特別手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額した額とすることができる。

5 前2項に規定するもののほか、期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する期末手当の例に準ずるものとする。

(退職手当)

第8条 館長が退職等した場合の退職手当については、独立行政法人国立美術館職員退職手当規則別表第2の区分の適用は、第2号区分とする。

(就業規則等の適用除外等)

第9条 就業規則第8条、第11条、第12条、第18条及び給与規則第10条から第17条まで、第21条、第22条、第24条、第27条から第31条までの規定は、館長には適用しないものとする。

2 館長に対する就業規則その他関係規則の適用にあたっては、「職員」とあるのは「館長」と読み替えて適用するものとする。

(雑則)

第10条 この規則は、常時勤務することを要する館長に適用するものとし、常時勤務することを要しない館長を置く場合にあっては、別に理事長が定める。

(実施に関し必要な事項)

第11条 この規則に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事長がそのつど定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

(任期に関する特例)

2 この規則の施行に伴い、最初に館長となった者の任期については、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成20年6月30日 国立美術館規則第6号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月9日 国立美術館規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年6月9日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

(平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則（平成21年6月23日 国立美術館規則第13号）
この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日 国立美術館規則第19号）
この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日 国立美術館規則第15号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年6月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
（地域手当の暫定支給割合）
- 2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間の地域手当の支給割合については、改正後の給与規則に定める支給割合にかかわらず、給与規則別表第3の平成22年度暫定支給割合に定める支給割合とする。

附 則（平成22年11月30日 国立美術館規則第19号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
（平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成22年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の155」とあるのは「100分の150」とする。

附 則（平成24年3月30日 国立美術館規則第4号）
この規則は、平成24年3月30日から施行し、平成24年3月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日 国立美術館規則第8号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
（特例期間における給与の支給）
- 2 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、俸給月額から、100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - （1） 地域手当 当該職員の俸給月額の月額に対する地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
 - （2） 期末特別手当 当該職員が受けるべき期末特別手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

- 4 特例期間においては、勤務1時間当たりの給与額は、第2項及び第3項により算出した給与額を基礎額とする。

附 則（平成26年11月26日 国立美術館規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。
（平成26年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成26年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の162.5」とあるのは「100分の170」とする。

附 則（平成27年3月31日 国立美術館規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（平成27年4月1日における俸給月額の改正に伴う経過措置）
- 2 施行日の前日から引き続き在職する館長で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる館長には、平成30年3月31日（当該日までの間に任期が満了する場合はその満了日）までの間、改正後の俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則（平成28年2月3日 国立美術館規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年2月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
（平成27年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成27年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の162.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則（平成28年3月29日 国立美術館規則第21号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月27日 国立美術館規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年1月27日から施行し、平成28年12月1日から適用する。
（平成28年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成28年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。

附 則（平成30年1月30日 国立美術館規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年1月30日から施行し、平成29年12月1日から適用する。
（平成29年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 平成29年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。

附 則（平成31年1月29日 国立美術館規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年1月29日から施行する。ただし、第7条第3項の規定については、平成30年12月1日から適用する。

（平成30年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 平成30年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の167.5」とあるのは「100分の177.5」とする。

附 則（令和2年1月31日 国立美術館規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年1月31日から施行する。ただし、第7条第3項の規定については、令和元年12月1日から適用する。

（令和元年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 令和元年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の170」とあるのは「100分の172.5」とする。

附 則（令和2年11月27日 国立美術館規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

（令和2年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 令和2年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の167.5」とあるのは「100分の165」とする。

附 則（令和4年3月25日 国立美術館規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末特別手当に関するこの規則の適用については、第7条第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末特別の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

附 則（令和5年1月27日 国立美術館規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年1月27日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

(令和4年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 令和4年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則 (令和6年1月30日 国立美術館規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(令和5年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 令和5年6月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の170」とあるのは「100分の165」とする。

(令和5年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 3 令和5年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。

附 則 (令和7年1月24日 国立美術館規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年1月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 令和6年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。

附 則 (令和7年4月25日 国立美術館規則第17号)

この規則は、令和7年5月1日から施行する。

附 則 (令和8年1月23日 国立美術館規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年1月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(令和7年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 令和7年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の175」とあるのは「100分の177.5」とする。